

< 論 説 >

現代中国における高等教育拡大の必要条件

—学雑費負担能力を有する都市住民世帯比と
学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限—

柳 澤 和 也

目 次

はじめに

第1章 大学進学 of 便益

第2章 学雑費負担の動向

第3章 学雑費負担能力を有する都市住民世帯比と学雑費を負担しうる
世帯可処分所得の下限

おわりに

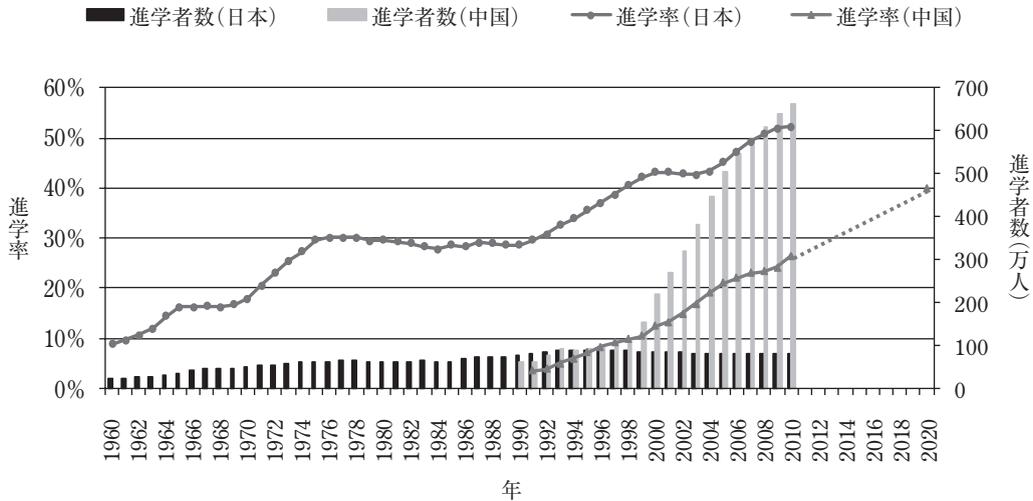
はじめに

教育部（教育部は、日本の文部科学省に相当する。）は、1998年12月に制定した「21世紀に向けた教育振興行動計画」¹において、高等教育の拡大（高等教育の拡大とは、大学進学率の上昇と大学進学者数の増加を意味する。）を目指す方針をはじめて明確に示した。中国の高等教育は、これ以降、M. トロウ（Trow, Martin A.）のいうエリート教育段階から大衆教育段階へと移行して行くのである^{2,3}。「21世紀に向けた教育振興行動計画」は、1997年当時9.1%にすぎなかった大学進学率を2010年までに15%近くまで引き上げることを明記していた。もっとも、大学進学率の上昇は、教育部の計画を上回る速度ですすみ、15%という数値目標は、8年も前倒しして2002年に達成された。

続けて、教育部は、2010年に達成すべき大学進学率を25%とすることを盛り込んだ「国家教育事業発展“十一五”企劃綱要」（この計画は、2006～2010年の第11次5ヵ年計画期の教育基本計画に相当する。）をまとめた。「国家教育事業発展“十一五”企劃綱要」は、2007年5月、国務院（国務院は、日本の内閣府に相当する。）の承認を得て関係機関に通知された⁴。2005年の大学進学率は、すでに21.0%に達していたため、教育部は、「国家教育事業発展“十一五”企劃」の最終年にあたる2010年までに大学進学率を実質的に4ポイント引き上げる方針を示したことになった。2010年の大学進学率は、この方針を受けて、数値目標の25%を上回る26.5%となった。

さらに、教育部は、2010年7月に公布した「国家中長期教育改革・発展規劃綱要（2010～2020年）」⁵において、2020年までに大学進学率を40%まで引き上げることを示した。この計画

図表 1 中国と日本の大学進学率と大学進学者数の推移



注 1：大学進学率の定義は、以下のとおりである。

中国の大学進学率は、当該年の 18～22 歳人口に占める当該年の大学在籍者の比率である。

日本の大学進学率は、同一年齢集団（コーホート）の小学校進学率、中学校進学率、高等学校進学率、大学進学率を掛け合わせたものである。

〔例〕2000 年の大学進学率 = (1988 年小学校進学者数 / 1988 年 6 歳人口) × (1994 年中学校進学者数 / 1988 年小学校進学者数) × (1997 年高等学校進学者数 / 1994 年中学校進学者数) × (2000 年大学進学者数 / 1997 年高等学校進学者数)

2：中国の 2010 年以降の大学進学率（点線部分）は、教育部が「国家中長期教育改革・発展規画綱要（2010～2020 年）」で示している計画値を達成するための目安となる各年の水準である。

資料：日本：文部科学省（2011 年）『文部科学統計要覧』（平成 23 年度版）日経印刷。

中国：中華人民共和国教育部發展規画司編（各年）『中国教育統計年鑑』（各年版）人民教育出版社。

は、目下、進行中である。

こうして、大学進学率と大学進学者数は、図表 1 に示したように、1990 年代末以降急速に引き上げられる結果になり、2020 年に向けてさらに引き上げられようとしている。大学進学率の上昇は、教育部による入学定員の拡大に大学進学志願者数の増加が呼応して生じており、1950 年代末から 40 年間に及ぶ日本の経験を 30 年間に圧縮して再現しつつあるようにみえる⁶。

なお、2020 年までに大学進学率を 40% まで引き上げるといふ教育部の方針は、十分に達せられる見通しである。図表 2 は、普通大学統一入学試験（中国語の正式表記は、「普通高等学校招生全国统一考試」である。一般に「高考」と呼ばれている。）の結果が志望校の求める水準に達しなかったために大学進学を果たせなかった受験者数とその比率をまとめたものである。普通大学統一入学試験出願者数の 30～40% 程度は、近年でも大学進学を果たせずにおり、大学進学者数と大学進学率は、教育部が入学定員をさらに拡大すれば、現在（2010 年）時点でも大きく跳ね上がる。

本稿の目的は、私的教育費、すなわち学費、寮費、教材費（以下、中国語表記にしたがって学雑費と表記する。）負担能力を有する住民世帯の増加によって高等教育の拡大が支えられている状況に鑑みて、現在（2010 年）時点における学雑費負担能力を有する都市住民世帯比と学雑費を負

図表2 普通大学統一入学試験の不合格者数と不合格者比率の動向

	出願者数	入学者数	不合格者数	不合格者比率
2001年	4,534,495	2,682,790	1,851,705	40.8%
2002年	6,124,580	3,204,976	2,919,604	47.7%
2003年	5,267,760	3,821,701	1,446,059	27.5%
2004年	8,671,327	4,473,422	4,197,905	48.4%
2005年	8,768,108	5,044,581	3,723,527	42.5%
2006年	9,641,782	5,460,530	4,181,252	43.4%
2007年	10,117,725	5,659,194	4,458,531	44.1%
2008年	10,606,157	6,076,612	4,529,545	42.7%
2009年	10,226,347	6,394,932	3,831,415	37.5%
2010年	9,333,221	6,617,551	2,715,670	29.1%

資料：中華人民共和国教育部發展規画司編（各年）『中国教育統計年鑑』（各年版）
人民教育出版社。

担しうる世帯可処分所得の下限を推定することにある。この作業は、大卒労働需給の不一致が目下深刻視されているにもかかわらず、経済成長にともなう世帯可処分所得の上昇によって今後も増加していくと見込まれる潜在的大卒労働供給量の予測に大きく寄与する。また、この作業は、教育投資あるいは教育消費の主体が富裕層と中間層であることから、富裕層と中間層の規模を推定する意義をも有している。

本稿の構成は、以下のとおりである。第1章では、教育経済学が大学進学の実益をどのように捉えているかを整理し、教育経済学の理論仮説が中国における高等教育の拡大をどこまで説明しうるかについて言及する。第2章では、高等教育拡大の必要条件である学雑費の動向を確認する。第3章では、学雑費負担能力を有する現在（2010年）時点の都市住民世帯比と学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限を推定する。

第1章 大学進学の実益

教育経済学の理論仮説は、大学進学志願者数が増加する理由を大学進学が当事者にさまざまな実益をもたらすためであると説く。たとえば、人的資本論に基づく内部収益率仮説は、個人が大学進学を決定する理由を中卒者や高卒者（以下、非大卒者と表記する。）よりも教育に追加的投資を行いより高度な人的資源を有する大卒者が学費等の直接費と大学に通学することによって失われてしまう逸失所得を補って余りある多くの所得を生涯にわたって得ることに求めている。

また、シグナリング仮説は、個人が大学進学を志願する理由を大学進学時点における自己の能力（生産性）を他者に提示するためであると解釈する。大卒、ひいては名門校卒というシグナルは、情報の非対称性を有する労働市場において求職者となる自身の能力の高さを求人企業にたい

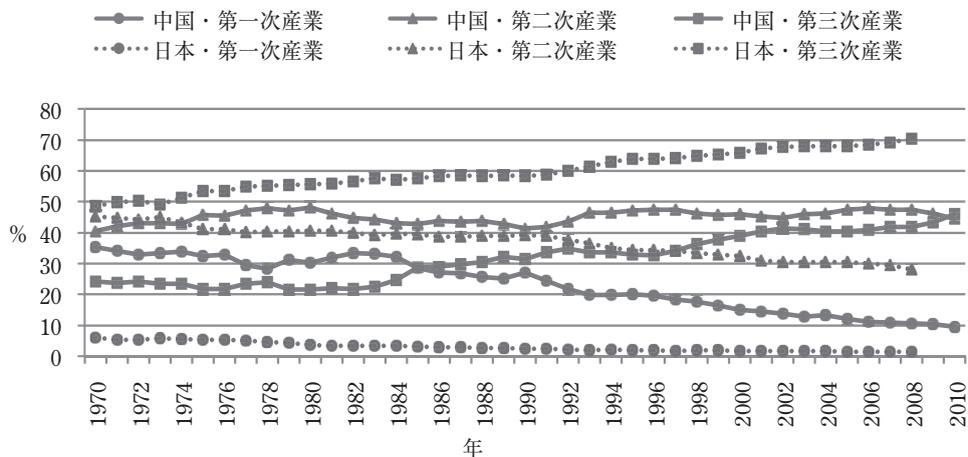
して提示する指標となりうる。シグナリング仮説は、大学進学者自身にとっても、求人企業にとっても、大学進学が採用に関わる取引費用を大幅に節約する効果をもたらすと考える。

もっとも、教育経済学分野における実証研究の多くは、内部収益率仮説とシグナリング仮説の現実妥当性に限界を認めている。たとえば、日本の教育経済学の動向をサーベイした小塩隆士・妹尾渉は、内部収益率仮説とシグナリング仮説のいずれもが十分な現実妥当性に欠ける理由を多くに大学進学が消費としての一面を強く有することに求めている⁷。また、荒井一博は、実証研究では非金銭的便益を分析の枠組みから捨象せざるをえないことや両親の学歴によって子どもの大学進学の動機づけに相違が生じることを指摘している^{8,9}。高等教育拡大の十分条件は、国・地域固有の経路依存性に規定される以上、国・地域によって多様性をもたざるをえず、また同一の国・地域であっても時代によって相違すると考えられる。1990年代末以降の中国における高等教育の拡大も、当然、内部収益率仮説やシグナリング仮説では完全に説明しきれない現象であるといえよう。その理由は、以下のとおりである。

中国における大卒者の労働需給は、方虹・殷玉・孫大偉が指摘するように、図表3に示した第三次産業の成長の遅れに起因して早くから供給過剰に陥っている¹⁰。高学歴ワーキングプアとも呼ぶべき「蟻族」の出現は、大卒労働需給の不一致に起因しているのである^{11,12}。大卒労働需給の不一致は、近年では大卒者・非大卒者間の賃金所得格差を縮小させる方向に働いているようにさえ見受けられる。大学進学に必要なとされる学雑費も、第2章で示すように、物価上昇率を上回る勢いで高騰しており、大学進学の内率収益率は、著しく低下しつつあると推測される。

また、大卒のシグナルは、大学が所在地行政区（ここでいう行政区とは、省、自治区、直轄市の一級行政区を指す。）の戸籍保有者の合格最低点を其他行政区の戸籍保有者の合格最低点よりも

図表3 中国と日本の産業別 GDP 構成比



資料：United Nations, UNdata: A World of Information (database), United Nations, URL (<http://data.un.org/>).

低く設定する入試制度¹³や企業が所在地の戸籍保有者を優先して採用する入社制度が存在するが、個々人の能力差を正確に表すものとはいえない。

要するに、1990年代末以降の中国における高等教育の拡大は、内部収益率の低下（シグナリング費用の上昇）やシグナリング機能の不全が認められているにもかかわらず続いているのである。もちろん、大学進学は、生涯所得を期待所得で見積もれば依然として投資に値する案件であり、また戸籍所在地での就業に限定すれば相応のシグナルを発しているとはいえる。筆者は、内部収益率の低下やシグナリング機能の不全が認められるにもかかわらず大学進学が国民に広く支持され続ける現実をたいして、R. ドーア（Dore, Ronald Philip）のいう「後発効果」（late development effect）の発現を認めざるを得ない^{14,15}。ドーアは、後発国では大卒の資格が職業選抜の指標として利用される傾向が強まり、学歴インフレが生じると指摘して、この傾向を「後発効果」と呼んだ。「後発効果」の発現も、経路依存性に規定されたものとみなせよう。

いずれにせよ、中国における高等教育の拡大は、中期的にみると、多少減速することはあっても持続性の高いものと見込まれる。大学進学のコスト、すなわち学雑費を負担する現在（2010年）時点の都市住民世帯比と学雑費を負担する世帯可処分所得の下限の推定は、今後の高等教育政策や若年就業問題を検討するうえで避けて通れない課題といえる。

第2章 学雑費負担の動向

大学生からの学雑費の徴収は、1985年、企業の委託を受けて入学を許可した「委託養成学生」と普通大学統一入学試験の合格点に及ばなかった者のうち学雑費の納入と引き替えに入学を許可した「自費学生」を対象にしてはじまった。一般学生である「公費学生」からの学雑費の徴収は、「委託養成学生」と「自費学生」よりも若干遅れて、1989年8月、国家教育委員会（国家教育委員会は、現在の教育部に相当する。）、国家物価局（国家物価局は、現在の国家発展・改革委員会に相当する。）、財政部（財政部は、日本の財務省に相当する。）が連名で公布した「普通高等教育機関の学雑費と寮費の徴収に関する規定」¹⁶が適用されることによってはじまった。竇心浩によると、「公費学生」が当初負担した学雑費は、120～220元（学費100～200元、寮費20元）であったという¹⁷。こうして、学生のすべては、1989年以降学雑費を負担することになったが、「委託養成学生」および「自費学生」と「公費学生」とのあいだで負担額が大きく異なる状況が一時的に出現することになった。

国家教育委員会、国家計画委員会（国家計画委員会は、現在の国家発展・改革委員会に相当する。）、財政部は、入学基準が異なる学生間で学雑費が異なることに起因して生じた学生募集上の混乱を收拾するために、1996年12月、「高等教育機関費用徴収管理臨時施行方法」¹⁸を定め、普通大学（普通大学は、「大学本科」と呼ばれる4年制大学と「大学専科」と呼ばれる2～3年制大学からなる。）の学生が負担する学雑費を大学ごとに一元化させた。同時に、「高等教育機関費用徴収管理臨時施行方法」は、普通大学の学費と寮費についても次のように規定していた。学費は、現段

階では公的補助費を含めた学生 1 人あたり教育費の 25% 以内に抑え、将来的には経済発展水準と国民の負担能力に基づいて一級行政区政府の財政部門と物価部門と合議して逐次徴収額を調整していく（第 5 条・第 6 条）。寮費は、実費のみの徴収に限定して利鞘を得てはならず、やはり一級行政区政府の財政部門と物価部門と合議して徴収額を決定する（第 13 条）。結果から判断すると、大学生の学雑費負担を学生 1 人あたり教育費の 25% 以内に抑えるという規定は、2001 年までは適用されていたようである。

図表 4 は、一般教育を行う普通大学と継続教育¹⁹を行う成人大学（成人大学は、普通大学と同様に「大学本科」と呼ばれる 4 年制大学と「大学専科」と呼ばれる 2～3 年制大学からなる。）の学生 1 人あたり学雑費の動向をまとめたものである。普通大学の学生 1 人あたり学雑費は、ほぼ毎年増加しており、2005 年に 5000 元、2008 年に 7000 元を超えた。普通大学の学生 1 人あたり学雑費は、2009 年に 1997 年比で約 4 倍になった計算になり（都市消費者物価は、この間、1.16 倍になった。）、2002 年から公的補助費を含めた学生 1 人あたり教育費の 25% を上回るようになっていく。「高等教育機関費用徴収管理臨時施行方法」の適用外である成人大学の学生 1 人あたり学雑費も、同期間に約 2 倍になったが、近年はむしろ減少する傾向にある。

教育部をはじめとする中央官庁は、過去数回にわたって学雑費の抑制を促す通知を発してき

図表 4 学生 1 人あたり学雑費の動向

	普通大学				成人大学			
	学 雑 費 (万元)	学 生 数 (人)	1 人あたり学雑費 (元)	1 人あたり 教育費比	学 雑 費 (万元)	学 生 数 (人)	1 人あたり学雑費 (元)	1 人あたり 教育費比
1997 年	578,857	3,174,362	1,824	14.8%	131,918	2,724,238	484	28.8%
1998 年	731,134	3,408,764	2,145	13.3%	123,531	2,822,171	438	25.3%
1999 年	1,207,836	4,085,874	2,956	17.0%	170,995	3,103,151	551	30.6%
2000 年	1,926,109	5,560,900	3,464	21.1%	240,828	3,536,442	681	34.5%
2001 年	2,824,417	7,190,658	3,928	24.2%	299,879	4,559,809	658	37.0%
2002 年	3,906,526	9,033,631	4,324	26.3%	357,991	5,591,573	640	37.5%
2003 年	5,057,307	11,085,642	4,562	28.8%	430,187	—	n.a.	—
2004 年	6,476,921	13,334,969	4,857	30.4%	461,737	4,197,956	1,100	36.1%
2005 年	7,919,249	15,617,767	5,071	31.1%	459,877	4,360,705	1,055	42.7%
2006 年	8,575,028	17,388,441	4,931	29.2%	485,636	5,248,765	925	40.8%
2007 年	12,231,914	18,848,954	6,489	33.7%	542,539	5,241,550	1,035	42.3%
2008 年	14,181,277	20,210,249	7,017	33.7%	561,586	5,482,949	1,024	41.1%
2009 年	15,403,469	21,446,570	7,182	33.2%	535,617	5,413,513	989	38.9%
2010 年	n.a.	22,317,929	n.a.	—	n.a.	5,360,388	n.a.	—

注：2003 年の成人大学統一入学試験（中国語の正式表記は、「成人高等学校招生全国統一考試」である。一般に「成人高考」と呼ばれている。）は、本来 5 月に実施される予定であったが、SARS の影響で 11～12 月に延期され、合格者は、2004 年春季に入学した。その結果、2003 年の成人大学入学者は、存在しない。

資料：中華人民共和国教育部發展規画司編（各年）『中国教育統計年鑑』（各年版）人民教育出版社。

た。財政部が2010年5月に関係機関に発した「不適正な教育費の徴収を適切に処理する工作に関する通知」²⁰は、学雑費の抑制を促した最新の通知であり、2010～2011年の学雑費を2006年の水準以下に抑制するように指示している。もちろん、この通知は、2010～2011年の学雑費を2006年水準まで引き戻すことを指示しているにすぎず、2012年以降の学雑費について規定するものではない。学雑費の抑制を促す同様の通知は、今後も発せられるだろうが、学雑費は、中長期的にみれば、「高等教育機関費用徴収管理臨時施行方法」に規定するように経済発展水準と国民の負担能力に連動して増加していくと思われる。普通大学の学生1人あたり学雑費は、2010～2011年に2006年の水準に一旦引き下げられ、2012年以降は物価上昇率に連動して毎年4%ずつ増加していくと想定すると、大学進学率40%の達成を目標にしている2020年には現在（2010年）とほぼ等しい7000元程度になる。

第3章 学雑費負担能力を有する都市住民世帯比と学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限

図表5は、普通大学統一入学試験出願者数の動向を属性（現役・浪人、戸籍所在地）別にまとめたものである。2010年の普通大学統一入学試験出願者数は、前年比9.4%減の933万人、うち現役生数は、前年比5.3%減の771万人、浪人生数は、前年比22.2%減の162万人であった。また、都市出身者数は、前年比9.4%減の364万人、農村出身者数は、前年比8.3%減の569万人であった。普通大学統一入学試験出願者の減少は、国際連合経済社会情報・政策分析局人口部の推計で18歳人口の減少がはじまる2011年よりも数年前倒しではじまっている²¹。この現象は、大学進学の内外部収益率の低下やシグナリング機能の不全が都市と農村とのあいだで若干の時間差をとめないながらも徐々に国民に浸透しはじめていることに起因するのかもしれない。

いずれにせよ、普通大学統一入学試験出願者の大部分は、学雑費負担能力を有する世帯の出身であると考えられる。そして、2010年に現役生の普通大学統一入学試験出願者を扶養していた都市住民世帯と農村住民世帯は、18歳の子どもを扶養している都市住民世帯477万の64.8%、同じく農村住民世帯1069万の43.2%にそれぞれ相当したと見込まれる（2010年に大学出願年齢にあった18歳を含む15～19歳の子どもを扶養している世帯数は、2000年の第5回人口センサスの結果として示されている5～9歳の子どもを扶養している世帯数を読み替えることで求められる²²。15～19歳の子どもを扶養している世帯数は、都市住民世帯2387万、農村住民世帯5345万と推定され、2010年に現役生の普通大学統一入学試験出願者となりうる子どもを扶養していた世帯数は、単純にその5分の1であるとする、都市住民世帯477万、農村住民世帯1069万となる。）。都市住民世帯と農村住民世帯が扶養している子ども数は、計画生育政策（一人っ子政策）によって原則としてそれぞれ1人に制限されており（都市住民世帯は、非遺伝性の疾患や障害によって第一子が将来健常者と同等の労働力になりえない場合や夫婦いずれもが一人っ子の場合などにかぎり第二子の出産が認められている。農村住民世帯は、都市住民世帯に認められている条件に加え、第一子が女兒の場合に第二子の出産が認

図表 5 属性別普通大学統一入学試験出願者数の動向

	現役生・浪人生別出願者数			戸籍所在地別出願者数		
		現 役	浪 人		都 市	農 村
2001 年	4,534,495	3,520,383	1,014,112	4,534,495	2,275,592	2,258,903
2002 年	6,124,580	4,762,687	1,361,893	6,124,580	2,868,265	3,256,315
2003 年	5,267,760	4,003,156	1,264,604	5,267,760	2,569,865	2,697,895
2004 年	8,671,327	6,691,606	1,979,721	8,671,327	3,976,922	4,694,405
2005 年	8,768,108	6,923,850	1,844,258	8,768,108	3,938,514	4,829,594
2006 年	9,641,782	7,560,596	2,081,186	9,641,782	4,287,465	5,354,317
2007 年	10,117,725	7,910,237	2,207,488	10,117,725	4,333,429	5,784,296
2008 年	10,606,157	8,319,853	2,286,304	10,606,157	4,342,617	6,263,540
2009 年	10,226,347	8,139,973	2,086,374	10,226,347	4,021,005	6,205,342
2010 年	9,333,221	7,710,087	1,623,134	9,333,221	3,641,028	5,692,193
	100.0%	82.6%	17.4%	100.0%	39.0%	61.0%
	現役生・浪人生別都市出願者数			現役生・浪人生別農村出願者数		
		現 役	浪 人		現 役	浪 人
2001 年	2,275,592	1,850,727	424,865	2,258,903	1,669,656	589,247
2002 年	2,868,265	2,313,589	554,676	3,256,315	2,449,098	807,217
2003 年	2,569,865	2,046,427	523,438	2,697,895	1,956,729	741,166
2004 年	3,976,922	3,140,829	836,093	4,694,405	3,550,777	1,143,628
2005 年	3,938,514	3,230,894	707,620	4,829,594	3,692,956	1,136,638
2006 年	4,287,465	3,491,784	795,681	5,354,317	4,068,812	1,285,505
2007 年	4,333,429	3,494,048	839,381	5,784,296	4,416,189	1,368,107
2008 年	4,342,617	3,493,942	848,675	6,263,540	4,825,911	1,437,629
2009 年	4,021,005	3,259,603	761,402	6,205,342	4,880,370	1,324,972
2010 年	3,641,028	3,094,933	546,095	5,692,193	4,615,154	1,077,039
	100.0%	85.0%	15.0%	100.0%	81.1%	18.9%
	戸籍所在地別現役生出願者数			戸籍所在地別浪人生出願者数		
		都 市	農 村		都 市	農 村
2001 年	3,520,383	1,850,727	1,669,656	1,014,112	424,865	589,247
2002 年	4,762,687	2,313,589	2,449,098	1,361,893	554,676	807,217
2003 年	4,003,156	2,046,427	1,956,729	1,264,604	523,438	741,166
2004 年	6,691,606	3,140,829	3,550,777	1,979,721	836,093	1,143,628
2005 年	6,923,850	3,230,894	3,692,956	1,844,258	707,620	1,136,638
2006 年	7,560,596	3,491,784	4,068,812	2,081,186	795,681	1,285,505
2007 年	7,910,237	3,494,048	4,416,189	2,207,488	839,381	1,368,107
2008 年	8,319,853	3,493,942	4,825,911	2,286,304	848,675	1,437,629
2009 年	8,139,973	3,259,603	4,880,370	2,086,374	761,402	1,324,972
2010 年	7,710,087	3,094,933	4,615,154	1,623,134	546,095	1,077,039
	100.0%	40.1%	59.9%	100.0%	33.6%	66.4%

資料：中華人民共和国教育部發展規畫司編（各年）『中国教育統計年鑑』（各年版）人民教育出版社。

められている。)、幸いにして世帯可処分所得の相違による影響をほとんど受けない。それゆえ、標準世帯は、都市住民世帯と農村住民世帯のいずれでも夫婦一組(農村住民世帯は、出稼ぎに赴いている父母に代わって祖父母の場合が多いだろう。)と未婚の子ども1人からなる核家族とみなしうる。

国家統計局は、都市住民世帯と農村住民世帯を対象とする家計調査を毎年実施している。その結果の一部は、毎年刊行される『中国統計年鑑』等に製表されて掲載される。このうち都市住民世帯の家計の動向は、家族員1人あたり可処分所得によって区分される7階層、すなわち最低所得世帯(10%)、低所得世帯(10%)、低位中所得世帯(20%)、中位中所得世帯(20%)、高位中所得世帯(20%)、高所得世帯(10%)、最高所得世帯(10%)ごとにまとめられている(農村住民世帯の調査結果は、都市住民世帯の調査結果と異なる形式でまとめられている。)。以下では、都市住民世帯を対象とする家計調査の結果を利用して、現在(2010年)時点の学雑費負担能力を有する都市住民世帯比と学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限を推定することにした。

図表6は、所得階層別都市住民世帯子ども比率(5)を推定したものである。所得階層別都市住民1世帯あたり子ども数(3)は、所得階層別都市住民1世帯あたり家族員数(2)から父母に比定される2人を減じて求め、所得階層別都市住民世帯子ども数(4)は、所得階層別都市住民1世帯あたり子ども数(3)に調査世帯数(1)をそれぞれ乗じて求めた。なお、最低所得世帯と低所得世帯の1世帯あたり子ども数は、1を上回っており、計画生育政策の運用や生活水準から判断して父母と子ども以外の家族員を含んでいると思われる。しかし、そうした状況は、生活水準を異にするとはいえ、残る所得世帯も同様であり、最低所得世帯と低所得世帯の子ども数の調整は、恣意性

図表6 所得階層別都市住民子ども比率の推定(2010年)

全世帯 (100%)	最低所得 世帯 (10%)	低所得世帯 (10%)	下位中所得 世帯 (20%)	中位中所得 世帯 (20%)	上位中所得 世帯 (20%)	高所得世帯 (10%)	最高所得 世帯 (10%)
(1) 調査世帯数 (A)							
65,607	6,569	6,570	13,144	13,103	13,121	6,553	6,548
(2) 所得階層別都市住民1世帯あたり家族員数 (B)							
2.88	3.29	3.20	3.02	2.82	2.70	2.61	2.51
(3) 所得階層別都市住民1世帯あたり子ども数【推計値】(C) [(B) - 父母(2人)]							
0.88	1.29	1.20	1.02	0.82	0.70	0.61	0.51
(4) 所得階層別都市住民世帯子ども数【推計値】(D) [(A) × (C)]							
57,734	8,474	7,884	13,407	10,744	9,185	3,997	3,339
(5) 所得階層別都市住民世帯子ども比率【推計値】(E) [Dの構成比]							
100.0%	14.7%	13.7%	23.2%	18.6%	15.9%	6.9%	5.8%

資料：中華人民共和国国家統計局編(2011年)『中国統計年鑑』(2011年版)中国統計出版社。

を排除できないため断念する。

さて、家計調査の標本は、当然ながら無作為に抽出されており、図表 6 作成の前提となっている所得階層別家族員 1 人あたり可処分所得は、母集団である都市住民世帯全体の所得階層別家族員 1 人あたり可処分所得にほぼ等しいと考えたい。また、図表 6 に示される所得階層別都市住民世帯子ども比率(5)も、母集団である都市住民世帯全体の所得階層別子ども比率にほぼ等しいと考えよう。それゆえ、筆者は、2010 年に現役生の普通大学統一入学試験出願者を扶養していた都市住民世帯が 18 歳の子どものを扶養している都市住民世帯の 64.8% に相当したことに鑑みて、図表 6 に示した所得階層別都市住民世帯子ども比率(5)を所得最上層である最高所得世帯から順に合計して行って 65% 程度になる都市住民世帯までは少なくとも学雑費負担能力を有していると考ええる。

図表 7 は、上述の判断に基づいて、学雑費負担能力を有する都市住民世帯比と学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限を示したものである。学雑費負担能力を有する都市住民世帯は、最高所得世帯、高所得世帯、上位中所得世帯、中位中所得世帯、下位中所得世帯の上位 4 分の 3 程度で構成される都市住民世帯の 65% 程度、学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限は、3 万 6000 元程度と推定される。ただし、最高所得世帯と下位中所得世帯の平均世帯可処分所得は、3.4 倍の開きがあり、学雑費が家計に与える負担の度合いは、両所得階層では大きく異なるに相違ない。

図表 8 は、所得階層別都市住民 1 世帯あたり教育費（フロー）と消費支出比（2010 年）をまと

図表 7 学雑費負担能力を有する都市住民世帯比と学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限（2010 年）

(1) 所得階層別都市住民世帯子ども比率

全世帯	最低所得世帯	低所得世帯	下位中所得世帯	中位中所得世帯	上位中所得世帯	高所得世帯	最高所得世帯
100.0%	14.7%	13.7%	23.2%	18.6%	15.9%	6.9%	5.8%



65%

学雑費負担能力を有する都市住民世帯比

(2) 所得階層別都市住民世帯可処分所得（元）

全世帯	最低所得世帯	低所得世帯	下位中所得世帯	中位中所得世帯	上位中所得世帯	高所得世帯	最高所得世帯
55,035	19,569	29,713	38,360	48,572	62,610	81,025	129,093

36,000

学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限

資料：中華人民共和国国家統計局編（2011 年）『中国統計年鑑』（2011 年版）中国統計出版社。

中華人民共和国国务院人口普查辦公室・国家統計局人口和社会科技統計司編（2002 年）『中国 2000 年人口普查資料』（上冊）中国統計出版社。

図表8 所得階層別都市住民1世帯あたり教育費と消費支出比（2010年）

全世帯 (100%)	最低所得 世帯 (10%)	低所得世帯 (10%)	下位中所得 世帯 (20%)	中位中所得 世帯 (20%)	上位中所得 世帯 (20%)	高所得世帯 (10%)	最高所得 世帯 (10%)
(1) 教育費（年額・元）							
3,516	1,334	1,857	2,415	3,018	3,995	5,249	8,393
(2) 消費支出比							
9.1%	7.4%	7.9%	8.3%	8.5%	9.2%	9.6%	10.5%

資料：中華人民共和国国家統計局編（2011年）『中国統計年鑑』（2011年版）中国統計出版社。

図表9 所得階層別都市住民1世帯あたり貯蓄と貯蓄率（2010年）

全世帯 (100%)	最低所得 世帯 (10%)	低所得世帯 (10%)	下位中所得 世帯 (20%)	中位中所得 世帯 (20%)	上位中所得 世帯 (20%)	高所得世帯 (10%)	最高所得 世帯 (10%)
(1) 貯蓄（年額・元）							
16,237	1,567	6,160	9,220	13,013	19,031	26,214	49,372
(2) 貯蓄率							
29.5%	8.0%	20.7%	24.0%	26.8%	30.4%	32.4%	38.2%

資料：中華人民共和国国家統計局編（2011年）『中国統計年鑑』（2011年版）中国統計出版社。

めたものである。所得階層別都市住民1世帯あたり教育費は、所得上層になるにつれて増加する傾向にあり、かつ食費や住居費などのその他の支出項目よりも所得弾力性が高い。都市住民1世帯あたり教育費の消費支出比は、所得上層になるにつれて高くなっており、教育への支出は、中国でも世帯の経済的余力を示す指標であるといえる。

2010年の普通大学の学生1人あたり学雑費は、2010年5月に示された財政部の通知が徹底されていれば平均5000元程度まで引き下げられていたと推定される。図表8をみると、この学雑費を世帯可処分所得から教育費として捻出できた世帯は、最高所得世帯と高所得世帯に限定され、上記の推定結果から上位中所得世帯、中位中所得世帯、下位中所得世帯の上位4分の3が除外される。しかし、学雑費は、世帯貯蓄（ストック）を取り崩すことによっても捻出されうる。

図表9は、所得階層別都市住民1世帯あたり貯蓄（1世帯あたり可処分所得-1世帯あたり消費支出）と貯蓄率（1世帯あたり貯蓄/1世帯あたり可処分所得）（2010年）をまとめたものである。中国の世帯貯蓄率は、学齢到達後の子どもに必要となる教育資金、医療制度や社会保障制度の整備の遅れにともなう医療資金と養老資金、今後も高騰が見込まれる不動産購入資金などの積立が盛んに行われているために、これまで高い水準を維持してきた。いずれの都市住民世帯も、消費支出を抑制して貯蓄に努めてきたのである²³。

中国人民銀行は、都市在住の預金者を対象にしたアンケート調査を定期的に行っており、結果の概要をウェブサイトで公開している。2006年第1四半期に実施したアンケート調査結果の概要によると、貯蓄の目的は、従来から一貫して教育資金の積立が第一位を占め、以下、老後資金の積立、住宅資金の積立、突発的支出にたいする積立と続く（アンケート調査結果の概要は、その後も定期的に発表されているが、貯蓄の目的についての記述はみられない。）²⁴。

筆者は、都市住民世帯の学雑費負担能力がこれまで積み立ててきた貯蓄の分だけ拡大される余地があると考え。もちろん、貯蓄の取り崩しは、医療・保険費や住居費にシワ寄せし、世帯のリスク管理能力を弱める。しかし、都市住民世帯は、就業条件で大卒者が非大卒者よりも有利であるかぎり、教育費以外の目的で積み立ててきた貯蓄をも取り崩して子どもを大学に進学させざるをえない。上位中所得世帯、中位中所得世帯、下位中所得世帯の上位4分の3は、現在（2010年）、貯蓄を取り崩して学雑費を捻出していると判断される。憂慮すべき点は、このうちの下位所得層、とりわけ下位中所得世帯の上位4分の3が本来であれば医療・保険費や住居費として積み立てておくべき貯蓄を取り崩して教育費に振り向けている可能性が高いことである。

おわりに

本稿は、教育経済学の理論仮説が中国における高等教育の拡大をどこまで説明できるのかについて言及し、高等教育拡大の必要条件である学雑費の動向を確認したうえで、学雑費負担能力を有する都市住民世帯比と学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限を推定した。

考察の結果は、以下のとおりであった。都市住民世帯の所得上層から65%圏内に含まれる最高所得世帯、高所得世帯、上位中所得世帯、中位中所得世帯、下位中所得世帯の上位4分の3は、現在（2010年）、少なくとも学雑費負担能力を有していると推定された。また、学雑費を負担しうる世帯可処分所得の下限は、3万6000元程度と推定された。もっとも、下位中所得世帯の上位4分の3は、本来であれば医療・保険費や住居費として積み立てておくべき貯蓄を取り崩して教育費に振り向けている可能性が高かった。大学進学 of 便益のさらなる減少は、教育費負担の度合いが高い下位中所得世帯の家計を極端に悪化させる可能性を孕んでおり、社会の安定を揺るがす問題に発展する要因となりうる。

大学進学は、現在でも、生涯所得を期待所得として見積もれば依然として投資に値する案件であり、また戸籍所在地での就業に限定すれば相応のシグナルをもたらす。高等教育の拡大は、普通大学統一入学試験出願者数の減少が趨勢として定着していったとしても、入学定員数の引き上げによって今後も急速に進展していくと思われる。中国政府は、高等教育の拡大を政策に掲げる以上、産業構造の転換を積極的に促して大卒者の就業機会を創出する努力を求められるとともに、戸籍制度に由来する入学・入社上の差別の撤廃や学雑費負担の軽減などの措置を講じていかなければならない。さもなければ、中国政府は、大学進学 of 便益を十分に受けられない若年層によって統治の正統性を否定されることになりかねない。

付記

本稿は、2012年9月8～9日、遼寧省瀋陽市で開催された遼寧大学日本研究所、中華日本学会、神奈川大学共催の国際シンポジウム「日中国交回復40周年回顧と展望」（「中日邦交正常化四十年回顧と展望」）で発表した論文「拡大当代中国高等教育之需要条件——具備学雜費負担能力的城市居民家庭占比与可負担学雜費家庭的可支配收入下限」を基礎としている。

シンポジウム論文集に寄せた拙稿を基礎とする本稿の発表をお許し下さった関係各位に厚くお礼申し上げます。

注

- 1 中華人民共和国教育部（1998年12月）「面向21世紀教育振興行動計画」中華人民共和国教育部ウェブサイト（http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/A10_zcwj/200407/2487.html）。
- 2 M. トロウ（1976年）『高学歴社会の大学——エリートからマスへ』（天野郁夫・喜多村和之訳）東京大学出版会。
- 3 M. トロウ（2000年）『高度情報社会の大学——マスからユニバーサルへ』（喜多村和之編訳）玉川大学出版部。
- 4 中華人民共和国教育部（2007年5月）「国家教育事業發展“十一五”企劃綱要」中華人民共和国教育部ウェブサイト（http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_1778/200710/27737.html）。
- 5 中華人民共和国教育部（2010年7月）「国家中長期教育改革和發展規劃綱要（2010～2020年）」中華人民共和国教育部ウェブサイト（http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_177/201008/93785.html）。
- 6 湯敏・左小蕾（1998年11月）「關於啓動中国經濟有效途徑的思考——擴大高校招生一倍的建議」（この主内容は、湯敏へのインタビュー形式で「教育啓動消費呼之欲出」と題して1999年2月19日付の『経済学消息報』に掲載された。また、全文は、湯敏（2002年）『千慮一得』広東経済出版社に収められた。）。
湯・左は、高等教育の大衆化と産業化によって毎年100～200万の若年人口を吸収して失業人口の増加を遅らせることができるとともに、教育関連産業の成長が促進されて4年間でおよそ500～600万の就業機会が創出される、と試算している。
- 7 小塩隆士・妹尾渉（2003年）「日本の教育経済学——実証分析の展望と課題」内閣府経済社会総合研究所ディスカッション・ペーパー（ESRI Discussion Paper Series No. 69）。
- 8 荒井一博（2002年）『教育の経済学・入門——公共心の教育はなぜ必要か』勁草書房。
- 9 荒井一博（2007年）『学歴社会の法則——教育を経済学から見直す』光文社。
- 10 方虹・殷玉・孫大偉（2010年）「高等教育結構与産業結構双約束下中国大学卒業生就業研究」潘晨光編『中国人才前沿 No. 5』社会科学文献出版社。
- 11 廉思編（2009年）『蟻族』広西師範大学出版社。
- 12 廉思編（2010年）『蟻族Ⅱ』中信出版社。
- 13 何曉毅（2005年4月）「中国における教育公平性原則の危機——『教育の産業化』がもたらした悪果」山口大学大学教育機構『大学教育』第2号、17～32頁。
- 14 Dore, Ronald Philip (1973), *British Factory, Japanese Factory: The Origins of National Diversity in Industrial Relations*, George Allen & Unwin Ltd. (山之内靖・永易浩一訳 (1987年) 『イギリスの工場・日本の工場——労使関係の比較社会学』筑摩書房)。
- 15 Dore, Ronald Philip (1976), *The Diploma Disease: Education, Qualification, and Development*, George Allen & Unwin Ltd. (松居弘道訳 (1998年) 『学歴社会新しい文明病』岩波書店)。
- 16 中華人民共和国国家教育委員会・中華人民共和国国家物価局・中華人民共和国財政部（1989年8月）

「關於普通高等学校收取学雜費和住宿費的規定」。

- 17 竇心浩 (2005 年)「高等教育における財政制度改革」黄福涛編『1990 年代以降の中国高等教育の改革と課題』(高等教育研究叢書 81) 広島大学高等教育研究開発センター, 77~88 頁。
- 18 中華人民共和国国家教育委員会・中華人民共和国国家計画委員会・中華人民共和国財政部 (1996 年 12 月)「高等学校取費管理暫行辦法」。
- 19 継続教育とは, 一般に, 専門職従事者などが義務教育課程を中心とする学校教育修了後に自己の知識・技術の継続的研鑽に努めることをいう。中国の「成人大学」は, 当初は経済改革・対外開放 (改革・開放) 政策の導入以前に教育機会を十分に与えられなかった者を主たる対象にしていたが, 現在は継続教育を行う機関として位置づけられている。
- 20 中華人民共和国財政部 (2010 年 5 月)「關於切实做好治理教育乱收費工作的通知」中華人民共和国財政部ウェブサイト (http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201006/t20100607_321561.html)。
- 21 国際連合経済社会情報・政策分析局人口部編 (2010 年)『世界人口予測 1960→2060』[2010 年改訂版] (第 I 分冊) (原書房編集部訳) 原書房。
- 22 中華人民共和国国务院人口普查辦公室・国家統計局人口和社会科技統計司編 (2002 年)『中国 2000 年人口普查資料』(上冊)。
第 5 回人口センサスの 10 年後となる 2010 年に実施された第 6 回人口センサスの結果は, すでに公表されているが, そこには年齢階層別に区分した子どもを扶養している世帯数の集計結果は示されていない。
- 23 中華人民共和国国家統計局編 (2011 年)『中国統計年鑑』(2011 年版) 中国統計出版社, 44, 61 頁。
2010 年の貯蓄率 (総資本形成 + 純輸出 / GDP) は, 51.7% にものぼる。
- 24 中国人民銀行 (2006 年 3 月)「2006 年 1 季度全国城鎮儲戸問卷調查綜述」中国人民銀行ウェブサイト (http://www.pbc.gov.cn/publish/diaochatongjisi/193/1104/11048/11048_.html)。